

市民センター管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う市民センターの管理運営について、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 市民センターとは、桔梗が丘市民センター及び桔梗が丘南市民センターをいう。

第2章 管理運営

(管理運営)

第3条 市民センターの管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

第3章 市民センター長

(市民センター長の選出)

第4条 市民センター長（以下「センター長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び市民センターの運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定するセンター長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、センター長候補者1名を決定する。

2 前項のセンター長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、センター長に任命する。

(選考委員会)

第5条 センター長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。

3 選考委員は、市民センター運営審議会委員及び市民センター運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。

4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。

(センター長の責務)

第6条 センター長は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等を遵守すると共に、市民センターの社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。

(センター長の任期)

第7条 センター長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。

(センター長の勤務)

第8条 センター長は、半日単位で週3日の勤務とする。

(センター長の職務)

第9条 センター長は、指定管理者制度の本旨に従い、市民センターの施設管理及び業務全般を統括

するものとする。

(センター長の報酬)

第10条 センター長の報酬は、理事会で定める。

(センター長の解任)

第11条 センター長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、市民センター運営審議会に諮問するものとする。

- 2 協議会の会長は、市民センター運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、センター長を解任する事ができる。
- 3 前項の場合、市民センター運営審議会及び理事会において、センター長に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 市民センター運営審議会

(目的)

第12条 市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）は、別に定める「市民センター運営審議会規則」に従い、市民センターがその社会的役割を果たすため、市民センターの運営方針等その基本的事項及び協議会と市民センターとの連携活動について審議し、協議会とセンター長及び職員が、認識を共有することを目的とする。

- 2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。

第5章 市民センター運営委員会

(目的)

第17条 市民センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、市民センターの運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、センター長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。

- 2 センター長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。

(委員の委嘱)

第18条 委員の定数は、20名以内とし、センター長が委嘱する。

- 2 委員の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者1名（輪番制）
- (2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名
- (3) 市民センターサークル参加者の中から若干名
- (4) 市民センター事務局代表
- (5) 学識経験者の中から若干名
- (6) その他センター長が必要と認める者

- 3 運営委員会は、次の役員を置くことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 書記 1名

- 4 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第 19 条 委員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 1 年とする。

2 委員の再任は、妨げない。

3 任期満了前に退任した委員の補欠又は増員された委員の任期は、他の在任委員の任期の残任期間と同一とする。

(運営委員会の会議)

第 20 条 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 6 章 雑則

(規程の改廃)

第 21 条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前にセンター長と協議するものとする。

2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成 21 年 11 月 14 日より施行する。

この改正規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改定規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この改定規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。